



雪たねニュース

北海道版

No.310

今月の主な目次

- 代用乳のリニューアルについて
- 繁殖管理について

○営業所News シリーズ(5)

- 現地リポート：(有)阿寒グリーンヒルファームさんのご紹介
- 牧草の混播例について

時の話題

“安全な牛乳・乳製品を供給するために”

ポジティブリストって何だろう！程度の知識から検討が開始された「食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に関するポジティブリスト制度」(平成18年5月29日施行)対応については、日本酪農乳業協会が中心になり、乳の特性および検査体制の問題等を考慮し、HACCP的手法に基づいた合理的・効率的な取組みを重視した管理システムを構築して、消費者の信頼確保に向け取組んでおります。この信頼を確保する管理システムは、次の3つの基本より成り立っています。

- ◇生乳生産者は使用する農薬等（農薬・動物用医薬品・飼料添加物）の使用基準を遵守して安全を確保すると共に、その使用実態を記録・保管する。
- ◇酪農乳業関係者は生乳生産者の使用する農薬等の適正な使用と、その記録・保管について指導・検証する。
- ◇酪農乳業界は「農薬等の適正な使用とその記録保管」、「第三者による指導・検証」等が的確に機能していることを確認するため定期的に農薬等の残留に係るモニタリング調査・検査を実施する。

さて、制度施行から5ヶ月を経過した今、この管理システムは着実に実行され機能しているのだろうか！

- 生乳生産者は、使用頻度の高い抗菌性物質の出荷前確認検査を確實に実行しているのだろうか！検査結果記録と保管は完全だろうか！農薬の適正管理と適正使用に誤りはないだろうか！実態に即した実績記録がされているだろうか！安全確認済の購入飼料を使用しているだろうか！

- 酪農乳業関係者は、生産現場の指導・検証を確實に実行しているのだろうか！これらの約束ごとをすべての関係者が遵守しなければ、乳の信頼を確保することが出来ません。また、わが国の農業や食品産業にとって国民の信頼と支持を確保することが極めて重要であ

ることから、平成15年5月23日「食品安全基本法」が制定されております。この法律では食品関連事業者の中に生乳生産者、集乳従事者も含まれており、食品の安全性の確保について第一義的な責任を有しております。全ての牛乳・乳製品生産に関連する者が、管理システムを完璧に機能させ継続させて行かなければなりません。生乳生産者は自らの生活を守るために、乳業者をはじめ酪農関連企業団体は自らの組織を守るために、その取組みがあって、国民の基本食糧を供給する者の社会的責任が果たせ、酪農乳業界が健全に発展します。一度の失敗を払拭するためのコストは膨大であり、取返しの付かない事態にも発展します。酪農乳業界の衰退につながることの無いように、引き続き緊張感を持って取組んで行かなければなりません。難しい問題では無いと思います。人間は、牛を家畜化し人間が食べられない草を牛に食べさせ、生乳を搾り牛乳・乳製品として利用してきました。適切な飼料生産・飼養管理がなされ、健康な乳牛から搾乳された生乳は最も安全な食べ物であることは周知の通りです。難しくなく安全・安心が担保されるはずのものです。しかし、残念なことに人間が全ての生産活動において生産効率を追い求めたがゆえに人為的な弊害が現れてしまった。よって、安全を確保するために、新しい基準を導入せざるを得なくなつた背景を受けて、業界が取組んでいる管理システムを遵守し、積極的にその実態を開示し、消費者の信頼を取付け、今まで以上の牛乳・乳製品の消費拡大を図って行きましょう。

当然、生乳の処理・販売を行う乳業者も同様な取組みを実施しなければ消費者の信頼は確保出来ません。MEGMILKも品質管理を徹底し開発した牛乳、“牛乳の好きな人のメグミルク”やヨーグルト“ナチュレ恵”と云った新商品を投入し消費拡大に努めています。

今後も、生乳生産者を始め関係団体の皆様のご支援を頂き、“安全な牛乳・乳製品”を供給し続け酪農乳業界の発展に寄与して参ります。

(日本ミルクコミュニティ(株))

北海道酪農事務所 永田 享)